

インドにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	取締役居住要件	・新取締役選定・登録にあたり、取締役番号(DIN)およびデジタル署名(DSC)取得が必要となるが、住居証明書類が厳格に求められ、当初ホテルに滞在する新任取締役では電気料金請求書などがまだなく、手続きに時間を要している。インド政府の公的書面である外国人在留登録証(FRO)で手続きを受け付けてもらえない。 (継続)	・FRO書面での手続きを認めてほしい。	
	日機輸	(2)	新会社法における最低株主数の規制	・新会社法においても、非公開会社の最低株主数2名の規制が残り、100%子会社の場合に不必要な手続き・費用をかけている。現時点でも1株のみの親会社を設けるなど、ほぼ実益なく、改訂が望まれる。 (継続)	・最低株主数1名を認めていただきたい。	
6 外資優遇策の縮小	製薬協	(1)	SEZ優遇税制の縮小	・当初インドへ進出した際に、SEZ(経済特区)に設立された企業への優遇税制として一定期間の法人税の免除・半減がうたわれていたが、その後にMAT(最低代替税)がSEZ企業にも課されることに変更され、事後的に優遇税制が縮小されることとなった。	・進出当初に約束された優遇税制について事後的に見直されることがないような法制度にしていただきたい。	
8 投資受入機関の問題	日機輸	(1)	外資優遇措置の不足	・国内製造産業育成のためのインセンティブを拡充してほしい。	・インドでの現地生産拡大を検討しており、法人税減免や投資金額補助など、明確なインセンティブがあればありがたい。	
	日機輸	(2)	州による投資恩典の相違	・新規投資に対する恩典の内容が州ごとに異なっている。 (継続)	・州ごとに異なる恩典の内容を調和してほしい。 ・今後、新しい恩典が確立された場合、すでに投資済の事業においてもそのメリットが享受できるようにしてほしい。	
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	・時計類の関税は完成品で10%、ウォッチムーブメントで5%、クロックムーブメント10%であり、2011年の日印EPA発効により日本原産の時計関税は10年間で撤廃される。 一方で、基本関税に加え、相殺関税(12.5%)、教育目的税(3%)、特別追加関税(4%)の上乗せが継続され実質的に高関税となっている。 (継続)	・関税の低減および撤廃。	・関税法
	フル工			・弊社が輸出する機械部品に掛かる現地関税がSolenoid Valve(HS:84812)25.852%、Lubricator(HS:847989)25.852%、であり、非常に高い。弊社製品の販売とマーケットシェアを上げるのに苦労している。	・関税の低減および撤廃。	
	日鉄連	(2)	頻繁な関税率引き上げ	・2015年3月、特に分類されない鉄鋼製品のMFN輸入関税が7.5%10%に引き上げ。 2015年6月、熱延鋼板類など、主要鉄鋼製品の輸入関税(MFN)が7.5%10%に引き上げ。 2015年8月、殆どの鉄鋼製品の輸入関税が2.5%引き上げ。鉄鋼製品の輸入関税は、熱延鋼板類など主要製品で12.5%、その他製品では概ね10%となった。 (継続)	・頻繁な税率改正(引上げ)の回避。 ・関税引き下げ。	

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸			・2017年12月14日発効のインド政府通達によって、ネットワークカメラ(10%=>15%に引き上げ)の関税率が引き上げられた。	・従来の関税率と同等にしてほしい。(補足:インドはITA品目拡大適用の対象外のため、ネットワークカメラはITAによる無税を主張できない)	・Notification No.91/2017-Customs issued on Dec.14,2017
	日機輸 CIPA	(3)	ITA対象製品への恣意的な課税	・ITA対象品目と考えられる情報通信関連製品に対して関税を課す動きがある。 (継続) ・一部の会員企業宛に、2012年8月から2013年11月にかけて輸入したデジタルカメラ(HS:8525.80.20)に関し、ビデオカメラレコーダーの輸入関税との差額関税(10%)の支払いを求める命令書が届いた。デジタルカメラは、WTO-ITA対象製品で関税は0%のため、明確なITA違反となる。	・無税化の措置を継続してほしい。 ・WTO-ITAの遵守。	・GATT第2条譲許表の1(a)及び1(b) ・WTO-ITA ・インド関税分類基準『Notification No. 15/2012-Customs』及び『Notification No.28/2015-Customs』と補足文書『D.O.F.No.334/5/2015-TRU』
	日機輸			・2017年7月1日発効のインド政府通達で、WTO ITA対象品目となっているインクカートリッジ製品やコンパクトプリンタが課税対象となっている。	・WTO ITAにおいて既に関税撤廃となっているため、無税扱いとすることを願いたい。	・Notification No.56/2017-Customs issued on Jun.30,2017
	日機輸 日機輸 日機輸 日農工	(4)	関税分類適用の恣意性	・HSコードの適用は税関担当官が決めることになっており、担当官により適用するHSコードが異なる。インドでは、第三者機関などでHSコードを決定する機能がない。 (継続) ・税収増のため、高い関税分類の適用のため、輸入者に適用する分類の解釈を指摘される。解釈間違いを認めた場合、様々な法律を適用され、差額、金利、ペナルティの支払いが発生する。 明確な判断基準、適用根拠の説明がなく、解釈もあいまい。 係争になった場合、役所の許可がでるまで販売ができない。また、仮販売の許可を得られるまでの手続きが不明確で時間を要する。 ・液晶モニター(IDP/IWB)の輸入通関において、従来より、分類「その他モニター(8528.59.00 / 関税10%)」で輸入通関。WCOのHSコード改定(HS2017)後、新設された分類「PCに直接接続でき、それと共に使用するよう設計されたモニター(8528.52.00 / 関税0%)」での輸入通関に取組み中。 ・耕うん爪輸入に際するHSNコード分類に於いて、過去何度もNo.84329090で輸入していたが、昨年7月日本からの輸入時にデリー税関から突然No.82084000に分類された、この分類変更について税関に説明を求めたが納得できる回答も無かった、これにより関税率12% 18%の変更により関税率が6%も上昇しており関税負担の大幅増となった。	・明確な判断基準の設置と適用根拠の説明をして頂きたい。 ・税関手続きの透明性を高めて頂きたい。 ・関税分類のルールに則った適正な関税分類になるように働きかけて頂きたい。 ・分類の曖昧さも要因とされるが、輸入者申請に対し変更があった場合は、税関当局からは納得のできる丁寧な説明を願いたい。	・Union Budget ・WCO(世界税関機構)のHSEN(関税分類解説)の通則(1、6)

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸 日化協	(5)	FTA原産地規則の原産地認定基準の厳格・煩雑	・日印EPAの原産地規則は多くの製品についてRVCとCTCの両基準の充足を要求しており、特惠原産地証明書を取得するのに時間と手間がかかる。 (継続) ・特に日インド協定の場合はHSコードの変更以外に、原価からの付加価値基準の計算が必要となっていて作業に時間を要する。急ぎで依頼を受けた場合対応出来ない。	・RVCとCTCの一方を満たせば足りるように変更するなど、原産地規則を緩和してほしい。 ・原産地規則の簡素化・標準化。	・日印EPA
	日機輸	(6)	関税還付手続の煩雑	・輸出品の輸入関税をリファンドできる仕組みがあるが、リファンド手続きで大量の明細資料の提出を求められる(1000ページ以上の購入資料。)新機種の取り扱いが発生するたびに提出が必要で、膨大な事務量になっている。 (継続)	・輸出事業への恩典を充実させてほしい。	
	日機輸	(7)	関税当局のSVB認可証の発行・更新手続の煩瑣・大幅遅延	・日本本社から当社インド工場への工作機械の輸出において、親子間の輸出入取引に関する審査が厳しく、要求される書類の準備、手続きの煩雑さや不透明な審査期間などに苦慮している。	・手続きの簡素化、審査の緩和。	
	日機輸 日機輸 日機輸	(8)	輸入通関時の最高小売価格の申告・表示義務の煩雑・困難	・MRP(Maximum Retail Price)の表示について、発地にて添付作業が発生。 (継続)	・企業のビジネス活動を顧慮した法令改定をして頂きたい。 ・インド特有のMRP法規制を他国に極力合わせる方向で見直しをかけていただけることを希望する。 ITシステムにて対応コストが発生。	
	・MRP(Maximum Retail Price)の運用。最高小売価格の表示義務について、為替の影響やマーケットの状況を見て、価格を柔軟に変更できない。必ず、商品に添付するMRPラベルの変更が必要。下げる場合の価格改定は認められているか、上げる場合は、税制の変更などに限定されている。					
	・表記方法に関する規制が厳しすぎる。旧法で設定されていた記載方法で表記してしまったもの(個数単位N Nos)や表記サイズが微妙に小さい(4mm 3mm)だけでの差し押さえは度がすぎるのでは? 法規制に対応していないといえその通りだがなんとかならないか。					
	日機輸	(9)	頻繁なMRP表記法改正	・MRP表記に関する法改正が頻繁過ぎる。方針が一貫しておらず表記方法が意味もなく変更されている。 2011年規制: MRP Rs.....incl., of all taxes 2017年規制: MRP Rs.....incl. of all taxes コンマの有無だけでなく、表記ルール変更のため記載変更が必要。 表記フォントサイズも変更され(例2 2.5mm)、その対応が必要であるし、広いスペースが必要となり他の記載スペースが足りなくなる。	・インド特有のMRP法規制による表記内容を他国と同等レベルの表記に合わせる方向で見直しをかけていただけることを希望する。 ・また表記ルール遵守にある程度の幅をもたせた運用を認めてもらいたい(コンマの有無やフォントサイズ等)。	・Legal Metrology (Packaged Commodities) Amendment Rules, 2017
	日機輸	(10)	MRPやE-wasteなど各種規制のチェックが弱く違法品に溢れている	・MRPやE-wasteなど各種規制が導入されても、通関でほとんどチェックされていない、また市場での監査も限定的であり、違法品が放置状態である。環境規制や製品安全規制ではロゴの表示義務があるが、未表示(未認可)の製品が容易に見つかる。コストをかけて規制対応したメーカーが馬鹿を見る図式となっている。	・規制を導入したら、遵守状態を確認し、違法品を徹底的に排除する事が法治国家としての義務である。	

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(11)	関税率法の曖昧性、複雑性	・2017年9月、インド歳入情報局(DRI)より、当社が2012年設立当時の輸入関税の支払い不足額の納入要請があった。 インド関税率法(Customs Tariff ACT)セクション3(2)において、車両、土木重機の全部品、構成品及び付属品は、製品の最大小売価格(MRP)に対して関税を納付することを義務付けているが、当社は設立以来、CIF価格に対して納税していた為、不足額を要求された。当社は、OEM客先向けには、車両、土木重機の全部品、構成品及び付属品を販売するが、一般消費者向けへの販売を目的に輸入はしない為、コンサルタント会社の助言のもと、CIF価格に対して課税を行ってきた。	・関税率法の明確化(解釈の明瞭化)。	・インド関税率法(Customs Tariff ACT)セクション3(2)
	日機輸	(12)	外国貿易政策(Foreign trade policy)の非合理性/インド度量衡法(Legal Metrology Law)	・外国貿易政策(Foreign trade policy)において、インド度量衡法(Legal Metrology Law)の包装済み商品規則(Packaged Commodity Rules)に基づいた必要なラベル(MRPステッカー等)を「輸入通関前」に貼付することを義務付けているが、下記2点の観点から、自社倉庫での貼付を容認すべきである。 - 2017年7月1日よりGSTが導入され、MRP基準による納税額の算出が撤廃されたことから、輸入通関前にMRPステッカーを添付することに意味を持たない。 - 商品への最大小売価格(MRP)の表示は、消費者保護目的であるため、輸入通関後、自社倉庫にてMRPステッカーを貼付してもその目的は損なわない。 当社は、輸入貨物を一旦保税倉庫に輸送し、ステッカーを貼付後、輸入通関し、自社倉庫へ輸送することを余儀なくされている。	・輸入通関後に自社倉庫にて商品にMRPステッカーを貼付することの容認。(許可制、法律の改正等)	・外国貿易政策(Foreign trade policy) ・インド度量衡法(Legal Metrology Law)の包装済み商品規則(Packaged Commodity Rules)
	日機輸	(13)	輸入通関手続の煩瑣・遅延	・CY(コンテナヤード)内の通関ではなく、ICD(Inland Container Depot)、CFS(コンテナフレートステーション)での通関となり、CYからの横持ちが常に発生する。 (継続)		
	JTA		・通関でのサービスに均一さが欠ける。			
	自動部品	(14)	無償Invoiceの貨物の通関に時間がかかる	・DDP条件のエア便無償貨物の現地通関に時間がかかる(1ヶ月以上)。必要書類が明確でない。遅れている理由も明確でなく、対応策が無い。	・必要書類及び、遅れに関しては明確な理由を提供頂きたい。	
	日機輸 電線工	(15)	過度に厳格な貨物検査	・空港貨物において80%以上の割合で内容検査をされる。リードタイム増、貨物ダメージが頻繁に発生。日本からの仕送り品が原型を留めていなかったケースもあり。 (追加)		
	日鉄連	(16)	アンチダンピング措置の濫用	・2002年12月5日、欧州・日本・米国・カナダからのステンレス冷延鋼板(600mm幅以上)に対するAD税賦課確定の最終決定。 ・2005年11月25日、上記AD税賦課(中間見直しの結果、トンあたり305ドル、445.69ドルのAD税が課せられることとなった) ・2006年12月、措置撤廃。 ・2008年11月、新たに、欧州、日本、米国、中国、韓国、南アフリカ、台湾、	・措置撤廃など	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日鉄連			タイ、からのステンレス冷延鋼板(600mm幅以上)に対するAD調査を開始。 (継続) ・2008年11月、日本、中国、インドネシア、イラン、カザフスタン、マレーシア、フィリピン、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、サウジアラビア、韓国、タイ、トルコ、ウクライナからの熱延鋼板に対するAD調査を開始。		
	日鉄連			(継続) ・2016年4月、日本、中国、韓国、ウクライナからの冷延鋼板類および厚板に対するAD調査開始。 2016年8月、暫定措置(6か月)。 2017年5月、最終決定公示。輸入価格が576米ドル/トンを下回る場合、差額を暫定AD税として賦課する(5年間)。	・措置撤廃など	
	日鉄連			・2016年4月、日本、中国、韓国、インドネシア、ブラジル、ロシアからの熱延鋼板類および厚板に対するAD調査開始。 2016年8月、暫定措置(6か月) 2017年5月、最終決定公示。輸入価格が478～561米ドル/トンを下回る場合、差額を暫定AD税として賦課する(5年間)。	・措置撤廃など	
	日鉄連			(改善)		
	日鉄連			・2009年8月、提訴者の要請により調査打ち切り。 ・2009年11月24日、ステンレス冷延鋼板について最終決定で日本のみ数量が僅少で損害も無い事を理由に対象から除外。その他14ヶ国に対しては12.74～2,254.69ドル/MTのAD税の賦課を決定。 ・2015年12月11日、措置延長(日本は含まれず)。 (改善記載済み)		
	日鉄連	(17)	セーフガード措置	・2009年4月9日、熱延鋼板(厚さ20mm幅2000mmまで、HS7208に含まれる)のセーフガード調査を正式に開始。 2009年12月8日、審査会がSG税を賦課しないよう中央政府に答申。(提訴者が「国内産業」を構成せず、関連情報を提供しなかったため、損害に関する判断ができないとしている) (内容・要望ともに追加)	・調査の中止。 ・適用除外の設定。 ・措置の撤廃。 (特に15.9から開始の熱延鋼板に対するSG調査は、WTO協定との整合性に疑義あり)	
	日鉄連			・2013年4月22日、継目無鋼管に対するセーフガード調査を開始。 2014年8月13日、SG税賦課開始。	・調査の中止。 ・適用除外の設定。 ・措置の撤廃。	
	日鉄連			・2014年9月19日、ステンレス冷延鋼板に対するセーフガード調査を開始。 2015年3月23日、SG総局が調査終了の建議(16.1現在、上級委員会で審議中)。	・調査の中止。 ・適用除外の設定。 ・措置の撤廃。	
	日鉄連			・2015年9月7日、熱延鋼板(コイル)に対するセーフガード調査開始。 2015年9月14日、財務省が20%の暫定SG税賦課決定(最長200日間)。 2016年3月30日、財務省が2015年9月14日から2年半のSG税賦開始。 2016年12月20日、日本政府がインド政府に対し、鉄鋼製品に対するセーフガード措置等について、世界貿易機関(WTO)協定に基づく協議を要請。 2017年2月6-7日、日本政府が二国間協議を実施。	・調査の中止。 ・適用除外の設定。 ・措置の撤廃。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法																																																												
9	日鉄連			2017年4月3日、パネル設置が決定。 2017年6月22日、パネル委員長および委員が決定。 2015年12月7日、厚板に対するセーフガード調査開始。 2016年11月23日、財務省が2016年11月23日から2年半のSG税賦開始。	調査の中止。 適用除外の設定。 措置の撤廃。																																																													
	日鉄連	(18)	輸出禁止	2010年7月、違法採掘防止を理由として、カルナタカ州政府が鉄鉱石輸出の禁止を実行。現在は一部の鉱山において操業が再開されているが、輸出は依然として禁止されている状況。 (継続)	制度の撤廃。																																																													
	日鉄連			2012年9月、違法採掘防止を理由として、ゴア州政府・中央政府・最高裁が鉄鉱石の生産・輸出の禁止を実行。現在は一部の鉱山において操業、及び輸出が再開されているが、全面的な再開には至っていない。 (継続)	制度の撤廃。																																																													
	日鉄連	(19)	鉄鉱石輸出税賦課	2007年2月28日、インド財務省は、税収確保とインド国内鉄鉱石資源温存のため、鉄鉱石輸出につきトンあたり300ルピーを一律課税することを発表(3月1日実施)。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>塊鉱</th> <th>粉鉱</th> <th>ペレット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>07.5.3</td> <td>変更なし</td> <td>トン当たり 50 ルピー</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>08.6.13</td> <td colspan="2">FOB 価格の 15%</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>08.10.31</td> <td>変更なし</td> <td>トン当たり 200 ルピー</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>08.12.7</td> <td>FOB 価格の 5%</td> <td>撤廃</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>09.12.24</td> <td>FOB 価格の 10%</td> <td>FOB 価格の 5%</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>10.4.29</td> <td>FOB 価格の 15%</td> <td>変更なし</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>11.2.28</td> <td>FOB 価格の 20%</td> <td>FOB 価格の 20%</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>11.12.30</td> <td>FOB 価格の 30%</td> <td>FOB 価格の 30%</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>14.1.27</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> <td>FOB 価格の 5%</td> </tr> <tr> <td>15.6.1</td> <td>Fe58%以上 FOB 価格の 30% Fe58%未満 FOB 価格の 10%</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>15.10.16</td> <td colspan="2">日韓向けのみ、Fe58%以上の FOB 価格を 30 10%に引き下げ。 その他は変更なし。</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>16.1.6</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> <td>撤廃</td> </tr> <tr> <td>16.3.1</td> <td colspan="2">Fe58%未満の輸出税(10%)を撤廃</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>17.2.20</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table>		塊鉱	粉鉱	ペレット	07.5.3	変更なし	トン当たり 50 ルピー	N/A	08.6.13	FOB 価格の 15%		N/A	08.10.31	変更なし	トン当たり 200 ルピー	N/A	08.12.7	FOB 価格の 5%	撤廃	N/A	09.12.24	FOB 価格の 10%	FOB 価格の 5%	N/A	10.4.29	FOB 価格の 15%	変更なし	N/A	11.2.28	FOB 価格の 20%	FOB 価格の 20%	N/A	11.12.30	FOB 価格の 30%	FOB 価格の 30%	N/A	14.1.27	変更なし	変更なし	FOB 価格の 5%	15.6.1	Fe58%以上 FOB 価格の 30% Fe58%未満 FOB 価格の 10%	変更なし	変更なし	15.10.16	日韓向けのみ、Fe58%以上の FOB 価格を 30 10%に引き下げ。 その他は変更なし。		変更なし	16.1.6	変更なし	変更なし	撤廃	16.3.1	Fe58%未満の輸出税(10%)を撤廃		変更なし	17.2.20	変更なし	変更なし	変更なし	制度の撤廃。	
	塊鉱	粉鉱	ペレット																																																															
07.5.3	変更なし	トン当たり 50 ルピー	N/A																																																															
08.6.13	FOB 価格の 15%		N/A																																																															
08.10.31	変更なし	トン当たり 200 ルピー	N/A																																																															
08.12.7	FOB 価格の 5%	撤廃	N/A																																																															
09.12.24	FOB 価格の 10%	FOB 価格の 5%	N/A																																																															
10.4.29	FOB 価格の 15%	変更なし	N/A																																																															
11.2.28	FOB 価格の 20%	FOB 価格の 20%	N/A																																																															
11.12.30	FOB 価格の 30%	FOB 価格の 30%	N/A																																																															
14.1.27	変更なし	変更なし	FOB 価格の 5%																																																															
15.6.1	Fe58%以上 FOB 価格の 30% Fe58%未満 FOB 価格の 10%	変更なし	変更なし																																																															
15.10.16	日韓向けのみ、Fe58%以上の FOB 価格を 30 10%に引き下げ。 その他は変更なし。		変更なし																																																															
16.1.6	変更なし	変更なし	撤廃																																																															
16.3.1	Fe58%未満の輸出税(10%)を撤廃		変更なし																																																															
17.2.20	変更なし	変更なし	変更なし																																																															

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
9				鉄鉱石輸出税は、鉄鉱石サプライヤーにとって経済的に大きな負担となっている。また、負担の一部がFOB価格上昇という形で、日本を始め鉄鉱石需要家に転嫁されることもある。 (継続)			
	日機輸	(20)	輸出手続の遅延	・インドからの輸出が可能となるまでの所要日数が長い。 例：無償の場合は3～6カ月、有償買い取りの場合は2～3週間 2017年実績では4ヶ月以上。 (追加)	・輸出手続き期間の短縮を要望。		
	日機輸	(21)	個人消費荷物の電化製品への輸入禁止	・個人消費(利用)の輸入荷物につき、電化製品が「原則禁止」されている。	・制限緩和を検討して頂きたい。		
	日機輸	(22)	TECによる新たな規制による負荷が大きい	・現在任意規制であるTEC規制が2018年10月より強制化されるとともに、対象製品の拡大、インドでの試験の増大が提案されている。またセキュリティやEMC、製品安全、環境等本来の範囲を超えた要求がある。	・現状TELECOM上の問題がインドで発生している訳ではなく、強化の意味が見いだせない。ルールは国際基準との整合性を確保するとともに、製品の確認は国際試験期間のデータを受け入れ、インドでの二重の試験は避けて頂きたい。	・MINISTRY OF COMMUNICATIONS (Department of Telecommunications) Indian Telegraph (Amendment) Rules, 2017	
11	利益回収	日機輸 電線工	(1)	海外からの入金規制の手続の煩雑 (継続)	・海外からの入金について規制があり、例えば個別に契約書を求められるなど煩雑。 (継続)	・入金制度の簡素化。	
12	為替管理	日機輸	(1)	同一グループ会社間の為替取引の制限	・為替リスク低減のため為替取引を集約したいが、同一グループ会社間での為替取引は認められず、為替取引の相手方は銀行に限定されている。 (継続)	・為替取引の更なる自由化。	・RBI規則
		日機輸	(2)	対外送金規制	・インドから国外への送金において、経費関連の項目で送金できる内容が限られている。 例えば、当社の日本本社とインド販売会社間にて為替差損益の精算を行いたい、中銀が許可している送金費目は非常に限られており、精算処理をできない。 (継続)	・国外送金適用項目の拡大。	・RBI規則
		自動部品 日機輸			・インド国外への送金規制が厳しく、輸入商品以外の無形財(指導料、技術援助料、等)の送金には、会計士の承認を含めて、膨大な資料とサインが求められ、手続きが煩雑。 ・外貨送金の規制が厳しく、たとえば輸入商品代金の送金には膨大な資料とサインが求められ、とても煩雑。	・送金手続きの簡素化。 ・送金時の手続きの簡素化。	
		日機輸	(3)	実需原則に基づく為替取引の煩雑	・為替取引において、実需原則の徹底が求められ、関連エビデンスの作成・提出の負荷が大きい。 (継続)	・為替取引の更なる自由化。	・RBI規則

経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12	日機輸	(4)	輸入代金決済のルピー建決済の困難	・拡大するインド市場での大増販のため、日本及びアジアの生産拠点からの輸出(インドサイドの輸入)が急拡大している中、代金の決済はUSDドルとなっており、為替リスクが発生する。インドの販売会社の為替リスクを軽減するため、ルピー建ての決済を行いたい。輸入代金のルピー建決済が困難である。 (継続)	・インド準備銀行(RBI)による為替管理規制の緩和・撤廃(インドルピーの国際決済使用の容認)。	・RBI規則
	日機輸 電線工	(5)	国内ルピー決済システムの非効率	・国内のルピー決済は小切手が主流であり、広大なインドにおいては決済完了まで相当な時間を要す。時間がかかると経費報告書で差異が発生する原因になる。 (追加)	・電子決済システムの早期普及。	
	日機輸	(6)	ルピー安による輸入部材コスト上昇の価格転嫁困難	・ルピー安の影響で、輸入部材のコストが急騰しているが、それを最終価格に転嫁できず大きな影響を与えている。 (継続)		
13 金融	日機輸	(1)	グループ会社間の貸借の金利制限	・高税率(16%超)の配当税課税により、グループ内資金還流が困難。クロスボーダーのグループ企業間借入と預入が規制により不可能になっているため、効率的なグループCash Managementができない。 (変更)	・規制緩和をして頂きたい。	・RBI(中央銀行)
	日機輸			・インド国内でのグループファイナンスを実施したいが、貸付元本または金利に対し「みなし配当課税」がかかる可能性が大きい。商法では貸借可能となっているも税法では明確になっていない。 (継続、要望一部削除)	・税法上問題ない点の明確化。	
	日機輸	(2)	対外商業借入(ECB)規制	・インド販売会社での運転資金増大に対応するため、インド国外に所在する本社或いは関連会社から貸付を行いたい。資金使途が設備投資、特定インフラに限られているためできない。 2013年9月に規制が緩和され、運転資金への適用も認められたものの、付帯条件が厳しく、実質的に活用できない。 【主な付帯条件】 - 平均借入期間が7年間で期日前返済不可 - 貸出人は借入人に直接25%以上出資している事 (継続)	・海外からの資金調達規制の更なる緩和・撤廃。	・RBI規則
	自動部品	(3)	親子間ローン規制	・インド子会社への資金供給手段において、親子ローンに関する規制および審査が厳しい(ECBのレギュレーション等)。結果的に機動的な資金供給が行えず積極的な事業運営を困難にしている。	・ECB規制をより一層の緩和。	・External Commercial Borrowing に関する諸規制
	自動部品 フル工	(4)	土地購入資金の調達	・土地取得のための資金調達にあたり、FDI、ECB規制により銀行からの資金調達ができない。土地目的のみの資金調達方法は、増資、優先株発行、親子ローン、またはインド人パートナーからの個人資金となる。	・土地に関しても間接金融調達可に規制緩和してほしい。	
14 税制	時計協	(1)	高率の間接税	・付加価値税(VAT)12.5%~20%(州により異なる)。 中央売上税(CST)2%・サービス税14%。 教育目的税 3% 関税など高率で運用が複雑。 (継続)	・税制の簡素化と税率の低減。	・関税法

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸			・基本関税0%の製品を輸入しても、それ以外に社会福祉サーチャージ(10%)が課税され、他にもGST(18%)があるためコストが高くなる。 (継続)	・各種税金を撤廃・低減してほしい。	
	JTA			・高率な各種関税のため、税負担が大きなビジネスの障害となっている。	・高率な税制の改善をお願いしたい。	
	JTA	(2)	複雑な税制	・複雑な税制(製品毎に異なる税率、州跨ぎ税等)と頻繁な税改正による業務の煩雑さ。 財務では独自システムを使用せざるを得ない。		
	自動部品			・同敷地内での社内外注の様な形態を取る場合、建屋を別にしなければならない等の制約がある、あるいは納入先と売上先が違う処理が出来ない。依然改善されていないので、生産変動などで一時的に外部倉庫を活用したい時など非常に困難を伴う。	・物のフローと伝票処理が違う場合でも、実質のフローでの処理が認められるべき。	
	製薬協	(3)	源泉地国の判定	・インド子会社が日本国外(インド)で日本親会社のために役務提供を実施し、日本親会社からインド子会社へ対価を支払う場合、日印租税条約に基づき支払者の居住地国が所得源泉地とされ、10%の源泉税が課されている。	・OECD租税条約モデルや他国との租税条約では海外子会社が日本にPEを有しなければ国外源泉所得として非課税となることから、同様の取扱いとなるように改正を要望する。	
	日機輸	(4)	日印租税条約の技術上の役務の定義不明確	・日印租税条約においては、「技術上の役務に対する料金」(第12条)という特殊な条項が設けられており、かつ、そこで規定される「技術上の役務」の定義が不明確なため、課税/非課税とされるケースにばらつきがあり、課税の予見可能性を損なっている。	・日印租税条約第12条における「技術上の役務に対する料金」の削除、または定義の明確化。	・日印租税条約第12条「技術上の役務に対する料金」
	日機輸	(5)	印星租税条約における売上税源泉徴収の全額還付不可	・インドにおける源泉課税について、シンガポールからインドにデザインや採用等のサービスを提供する場合、販売金額の10-20%の源泉徴収税を支払わなければならない。シンガポールとインドの間の租税条約に基づき、シンガポールで税の還付が受けられるが、全額は還付されず、利益に大きく影響を与える。		・印星租税条約
日機輸	(6)	長期出張者のPE取扱いの不透明	・現地の税法上、長期出張者のPE上の取り扱いが不透明である。特に、183日ルールの考え方や数え方、親会社の義務として行う監督指導もPEリスクに直結するか等々の点が明確でないため、実務的な運用面に支障が生じている。 (変更)	・長期出張者の183日ルールの適用方法(日数の計算、現地を明確化して頂きたい)。	・移転価格税制(法人税法)	
日機輸	(7)	移転価格税制の不透明・恣意的適用	・多大な調査工数と納得性に乏しい判断(海外への多額の資金流出全てを移転価格上受入れない姿勢)。 (継続)	・調査官のレベルアップ。	・所得税法144C	
日機輸			・現地の移転価格税制上、期間検証が法律上明確でなく、実務レベルでは認められていないという状況にある。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するようなTPの設定は実務上非常に困難である。また、更正された場合のペナルティも非常に高く、税務訴訟も超長期(10年以上)に及ぶケースが多い。 ・Master File、及びCbCRの提出要件が不明確で手続きが煩雑。	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めるよう、法律による明確化を求めたい。 ・APAを申請した場合に、過年度を対象とすることを認めて頂きたい。 ・要件の明確化。		・The Finance Act ・Section 92A to 92F, The Indian Income tax act
	自動部品					

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸			・現地PEに帰属しない外国法人の所得については、本来源泉徴収で納税義務が終了し、取引先のインド法人側で書類を整備すれば十分であると考えられるが、外国法人に対してもインドにおけるすべての所得について申告することが要求され、かつ、個別の取引に係る移転価格の算定方法やローカルファイルの準備が求められ、外国企業にとって手続きが非常に煩雑であり、二重作業となる。	・現地PEに帰属しない所得について、申告の対象から除外していただきたい。	・Income Tax Act
	日機輸	(8)	世界標準から逸脱した移転価格文書化要求	・「マスターファイル」についてOECDルール以上の追加情報をもとめる法制化がされており、日本所在の最終親会社が作成したマスターファイルをインド現地法人がそのまま使用できない。 ・インド税法上要求されるマスターファイルの内容は、OECDのBEPS報告書が勧告している内容を超え(すべての会社の住所、すべての研究開発拠点に関する情報、top ten非関連金融機関等)、納税者として別途準備が必要。	・OECDルールに準拠するよう、法改正または執行上の配慮をおこなうよう、インド当局に要請いただきたい。 ・OECD基準に従って国内法を改正していただきたい。	・Rule 10DA of Income Tax Rules (Form 3CEAA) ・Income Tax Act
	日機輸	(9)	外国法人のインド法人税申告義務の不合理	・インド内国法人から日本法人がロイヤルティ等を収受する場合、日本法人がインドにおいて、外国法人としての申告書提出義務を負うこととなり、毎年の税務調査を受けることになるため、事務負担が非常に大きくなっている。 (継続、要望追加)	・インド国内に恒久的施設等を持たない非居住者は、申告義務が免除されるように手当をして頂きたい。 ・また、技術的役務の提供については源泉課税の対象外として頂きたい。	・The Indian Income Tax Act
	日機輸	(10)	頻繁な税制・税率改正	・インド税制改正が当局の事前調整不足。2017年7月1日にインクジェットカートリッジの税率アップを発表後、約4か月後の11月15日に税率ダウン。税率変更毎にMRP価格を変更しなければいけないため負荷が大きい。 ・TDS、GTSの類について、頻繁に税率が変更されており、採算を圧迫している。また新税導入に際して、成立から施行までの期間が短いため、対応に急を要し、混乱が発生している(対象/対象外の判断が難しく、とりあえず納めたが後に不要と判明する等)。 ・7月より開始されたGSTに関して、申告必要書式、品目ごとの税率、申告頻度などが頻繁に変わる。開始までの準備期間が短いため、準備不十分なまま、現場は混乱する。ネット申告の際も、期日前にサーバーダウンなどが頻繁に起こる。	・税制改正をする際にはインド当局が代表的メーカー又は業界団体等と事前調整していただき問題点を抽出してから実施していただきたい。 ・変更内容について前広に通知し、外資企業が税務コンサル等と検証する期間を確保して頂きたい。 ・準備期間の確保。 ・税システムサーバーの強化。	・インドGoods and Service Tax ・インド税法
	日機輸	(11)	グループ会社間の融資に対するみなし配当課税	・グループ会社間の融資(兄弟会社間融資、子会社から親会社への融資)が「みなし配当」と定義され、融資元会社に対し「配当分配税」(融資元本×(30%+追加税率))が課税される。結果、グループ会社間における自由な資金移動が阻害され、グループ会社の資金調達の実効性が狭められている。 【制度の変遷】 - インド税法(Income Tax Act)上、当初よりグループ会社間の融資を「みなし配当」と定める規定あり(該当の場合、みなし配当受領者に法人税を課税) - 1997年4月:「配当分配税」導入	・グループ会社間の融資を「みなし配当」から除外。	・配当分配税(Dividend Distribution Tax): Income Tax Act, section 115O ・みなし配当(Deemed Divident): Income Tax Act, Section 2(22) e

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸			<p>- 2018年4月(施行予定): グループ会社間の融資(みなし配当)に対し「配当分配税」が適用されることを規定、更にその際の税率を30%(+追加税率)と規定。</p> <p>・親会社等(海外)への配当金支払いの際に、配当金分配税(実効税率20.36%)を支払うことになっているが、これは二重課税にあたるのではないかと。法人税引き後の利益に対する、更なる課税となっている。</p>	<p>・配当分配税の廃止の検討。</p>	<p>・1961年所得税法 第115-O条</p>
	自動部品フル工	(12)	非効率な税制変更手続き	<p>・毎年2、3月に発表される国家予算による制度変更について、担当当局が十分に理解しておらず、手続きに時間がかかる。</p> <p>具体的には、工業用地の長期リースにかかるサービス税の非課税化と遡及免税について、何度も申請を繰り返したうえ長期間待たされている。</p>	<p>・速やかな行政対応と新制度の担当窓口までの徹底。</p> <p>特に左記の事例は関係する日系企業も多いと思われるため、速やかな対応を要請して頂きたい。</p>	<p>・2017年度国家予算(Budget2017)</p>
	日機輸 日農工	(13)	サービス税(GST)の恣意的品目分類	<p>・2017年7月の税制改革によりサービス税(GST)が導入されたが、品目の分類によって税率が大きく異なるケースにおいて高い税率が適用される傾向がみられる。</p> <p>・2017年7月から様々な税金がGSTで統一されたが、区分別が曖昧な上に途中で税率が変更になり取引先とのトラブルが発生した。</p>	<p>・税率判断時の品目分類の基準を明確にしていきたい。</p> <p>・今回の様な税システムが変更となる場合、シミュレーションを行い十分な準備期間を経た上で相談窓口等を設けた上で施行して頂きたい。</p>	
	自動部品フル工 日機輸	(14)	GST手続の整備未完了	<p>・新税制への移行(2017年7月~)により複雑な税制が比較的シンプルになったものの、インターネットによる各種手続きはシステム整備が未完了のため当初計画が達成されていない。早期にシステム整備を含めた完全移行が望まれる。</p> <p>・2017年7月にGSTが導入された。導入後の規則の修正が重なり、煩雑な対応を行った。</p> <p>また、GST導入に合わせて、電子手続きが増え、煩雑なオペレーションとなっている。(政府システムの不具合等発生)</p>	<p>・インターネットによる手続きシステムの早期整備。</p> <p>・企業のビジネス活動を考慮した法令改正をして頂きたい。</p>	<p>・インド税法</p>
15 価格規制	日鉄連	(1)	輸入最低価格設定	<p>・政府の輸出入政策(5年毎/現行1997年4月-2002年3月)の臨時措置として1998年12月11日に輸入最低価格制度が導入され、廉価の鉄鋼製品輸入に歯止めを掛けた。その後、国内リローラー・ユーザー組合が政府に当該措置撤廃を要請。これを受けて1999年12月に最低価格の下方修正、さらに2000年1月には撤廃が発表された。しかし、国内鉄鋼メーカーがこの撤廃措置を不当としてカルカッタ高等裁判所に提訴し、係争中。審議中の扱いで輸入最低価格制度は効力がないとの解釈から制限を無視して輸入されているのが実態。</p> <p>2016年2月5日、173HSコードについてMIPを設定し、それを下回る価格の輸入(CIFベース)については、輸入禁止とする措置を官報告示即日導入。当初6か月継続実施の予定。</p> <p>2016年8月5日、対象を66HSコードに削減のうえ、2か月措置延長。</p> <p>2016年10月5日、上記措置を2か月延長。</p> <p>2016年12月5日、対象を19HSコードに削減のうえ、2か月措置延長。</p> <p>2016年12月20日、日本政府がインド政府に対し、鉄鋼製品に対するセー</p>	<p>・制度の撤廃。輸入の禁止・制限することについては、WTO協定に対する強い不整合が疑われる。</p>	

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
15				フガード措置等について、世界貿易機関(WTO)協定に基づく協議を要請。 2017年2月4日、延長官報等は公示されず措置終了。 2017年2月6-7日、日本政府が二国間協議を実施。 (内容・要望ともに変更)		
16 雇用	日機輸	(1)	州毎に異なる労働基準	・全般的に州毎に雇用まつわる基準が異なるが、その内容を把握するツールが乏しいため、労務管理が難しい。 (継続)	・日本人でもわかる、体系的に整理された書籍や情報開示があればありがたい。	
	自動部品	(2)	社会保障協定	・社会保障協定の締結がなされた事により、それまで積み立てを行っていたインドの年金について、海外駐在員は返金請求を行う事ができる。しかし、手続き方法が不明瞭であり、実施に至っていない。	・日本国の関係機関から、在インド法人を抱える日系企業向けに手続きの案内やガイドラインを示していただきたい。	
	自動部品	(3)	長期ビジネスビザ発給の遅延	・2016年6月10日、在日インド大使館は、日本人に対する長期ビジネスビザの有効期限を、これまでの1年から「最長10年」に延長、即日開始することを発表したが、依然として有効期限1年のビジネスビザ発給に留まっている。	・有効期限:1年以上の長期ビジネスビザの発給。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	外国出願に関する情報提供要件の不合理・不明確	・インド出願後、特許付与まで、審査官の要求があれば外国出願に関する情報を提供しなければならず、Office Actionには、この外国の例としてUSPTO、EPO、JPOが挙げられる。 しかし、これら3つの特許庁での情報は、出願人からの情報提供を受けなくても、ドシエシステムを使えば、審査官は入手可能であり、出願人に余計な負荷がかかっている。 情報提供が必要な国が不明瞭であり、適切な対応ができない。 (内容・要望ともに変更)	・ドシエシステムを活用し、出願人からの情報提供を不要として頂きたい。 ・情報提供のしくみを継続する場合は、どの国の情報が必要であるかを明らかにして頂きたい。	・特許法8条(2)「外国出願に関する情報」 ・特許法64条(1)(m)「特許の取消」
	日機輸			・各国における特許審査情報の電子化と公衆への提供が進んでいる今日でも、外国出願の事実や審査結果などの審査情報開示を義務付ける国があり、多数国で知的財産保護を求める必要のある多国籍企業にとって、その対応負担は非常に大きい。またその義務の内容が明確でないため、将来的に意図せず義務違反となるリスクが懸念される。 (継続)	・特許審査情報の電子化の進展に鑑み、外国出願情報開示義務を緩和・廃止、又は義務内容の明確化を推進していただきたい。	・インド特許法8条、等
	日機輸		・インド特許法8条により、対応他国・主要国の特許出願及び審査結果について、インド特許庁に提出することが求められており、出願人の負担は大きい。WIPO-CASEには加入し、ITシステムも整備され、近いうちに運用が始まる。 (継続)	・関連外国出願情報提出義務の緩和・撤廃。 ・ITシステム運用が開始されたら関連外国出願情報の提出を要求しないように御願いたい。 ・PCTだけでなく、パリルート出願でも、負担軽減を御願いたい。	・インド特許法8条	
	日機輸	(2)	特許実施報告書提出に係る特異な情報提供義務	・インドにおける特許発明の商業規模での実施の程度に関する陳述書(FORM27)を定期的に提出しなければならないが、他国には無い制度であり、特別な作業をしなければならず、負荷が大きい。 (継続)	・陳述書がどのように活用されるのか、又、提出に際して現状の運用の必然性が不明であるにも関わらず、特許権者に対して作業負荷が非常に大きいため実施報告書の提出を廃止して欲しい。	・インド特許法146条(2)「特許権者からの情報を要求する長官権限」 ・インド特許施行規則131(1)(2)「146条(2)に

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸			・インドでは特許の国内実施に関する情報を提供することが義務になっている。この情報は全てのインド特許について、毎年、1月1日～3月31日の期間中に提出することが義務付けられている。(インド特許法146条) (継続)	・インド国内での実施報告義務の廃止、又は緩和を御願しいたい。	基づき提出を求められる陳述書の様式及び提出方法 ・インド特許法122条 (1)(b)「情報提供の拒絶又は懈怠」
	日機輸	(3)	国際特許分類の公報への一部未掲載	・国際特許分類(IPC)に関して公報に記載されていない案件も散見される。 (継続)	・特許情報の欠損の改善。	
	日機輸	(4)	第一国出願義務の法令規定の不明確	・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。(インド特許法39条) (継続)	・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 ・多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進して頂きたい。	・インド特許法39条、等
	日機輸	(5)	特許出願公開の遅延	・依然として公開遅延案件があり、古い案件ほど公開が遅くなっている。 (継続)	・特許出願の適時の出願公開。 ・引き続きDIPPによる指導を希望する。	
	日機輸	(6)	早期審査制度のインド国外企業の使用不可	・インドの早期審査制度は2016年に導入されたが、諸々の規制から、インド国内企業にしか活用できない制度となっているため、今後の改善が望まれる。	・早期審査制度の導入・要件の緩和。	
	日機輸	(7)	特許出願国の優先順位	・インドでの特許出願につき、インドを本国指定した後でないと日本で出願が出来ないためコスト増となる。 「パリ条約(工業所有権保護に関する国際条約)加盟国(含;日本/インド)であれば、一旦日本国内で出願してから他国に出願する形も可能であるが、発明者にインド人が含まれている場合、この形では発明者(インド人社員)が海外に技術を持ち出したとして、インド特許法違反になってしまう。	・インド国内工業所有権法の見直しが必要。	・工業所有権法
	日機輸	(8)	模倣品取締りの遅延	・警察による取締り・模倣品押収後、警察はCharge Sheetを裁判所に提出しなければならないが、2年以上たっても提出されず、刑事訴追手続きが始まらないケースが複数ある。事件の解決が遅延する上、証人出廷が困難になったり、当事者間交渉によるタイムリーな供給元情報取得も困難になったりする。 (継続)	・警察での取締り後、1年以内にCharge Sheetを提出するなどの期限を設けて頂きたい。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	製薬協	(9)	模倣品取締り対策の不足	<p>偽造医薬品は、単に知的財産権(特許権、商標権)の侵害である以上に、患者に深刻な健康被害をもたらす場合も多いため、偽造医薬品を患者の手に届くことがないように取り締まることが重要である。中国、インド等で製造された偽造医薬品が、自国内で流通するだけでなく広く他国にも輸出されている。</p> <p>(継続)</p> <p>市場における模倣品氾濫の抑止効果を強化するため、模倣品販売者または製造者に対する刑事訴求手続の迅速化及び処罰決定の期間の短縮化をできないか。行政摘発(救済)制度を導入したり、特別な裁判所を設置したりして、当該違法行為に対する短期間での処罰ルートを確立し、摘発(救済)ルートを多様化することで、模倣品氾濫を抑止することを提言する。</p> <p>(継続)</p>	<p>偽造医薬品の製造販売、輸出の取締りを強化して頂きたい。</p> <p>市場で流通する模倣品対策。 刑事訴求手続の迅速化及び処罰決定の期間の短縮化。</p>	
	日機輸	(10)	商標案件における審査の遅延/停滞	<p>最近の出願審査については、長期未審査の割合が減少しており、概ね2年以内の登録となっているため、改善が図れていると感じる。一方で、古い案件では、現地代理人から審査完了の報告を受けているにも関わらず、5年以上登録証が発行されていない案件等が存在する。</p> <p>参考:過去5年に出願した案件(21件)のうち、19件は出願から2年以内に登録されている。残りの2件は、ノーアクションで2年以上動きがない。</p> <p>(継続)</p>	<p>出願日が2010年以前の出願件につき、審査停滞案件が依然として存在する。これらの件の即時進行を希望する。</p>	出願審査運用
	日機輸	(11)	部分意匠制度における保護不十分	<p>現状、物品本体と切り離せる部分、例えばハンドバックにおける止め金具のような部分については金具部分を実線、バック本体を破線とすることで意匠登録をすることができ、部分的な保護を受けることが可能である。しかしながら、物品本体と一体となった部分(例えば、ハンドバックの底面部全体等)は当該部分に新規性があっても意匠登録の対象とはならない。</p> <p>デザインにおいては、後者のように物品と一体となった部分が顧客に対する差別化要素となることも多く、また、当該部分を巧みに取り込んだ模倣品が出現することもある。現状のインドにおける意匠権ではこれらの事情に対応することができない。</p> <p>上記問題点の改善の結果、インド側が享受する利益・利点については、デザインに対する模倣行為を抑止力を向上することができ、公平な競争環境を提供できる。その結果、インド国内において知的財産保護が確保されビジネス環境が整備されることによりインド市場への投資が拡大する。インド企業がデザイン能力を向上させる手段として有益であり、デザイン振興による国内産業の活性化が図られる。</p> <p>(継続、要望追加)</p>	<p>部分意匠制度につき、本体部と物理的に切り離せない特徴ある部分に対しても適用範囲を広げていただきたい。</p> <p>部分意匠に関する意匠出願の審査要件の緩和。</p>	意匠の審査ガイドライン・審査マニュアル
	日機輸	(12)	商標検索制度の操作性不十分	<p>インド特許庁IPDLでの商標検索における操作性が不十分。</p> <p>(継続)</p>	<p>検索項目の追加(権利存続/失効の絞り込みや出願人での検索を可能に) ステータス情報の充実(ステータスの最終更新日付の記載)</p>	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
17	日機輸	(13)	インド特許出願の譲渡証・所有権証明書の提出	・法令上の明確な規定がない一方、審判部での判決や特許庁の指針に基づいて、全てのインド特許出願について、発明者から会社への譲渡証又は所有権を証明する書面を提出することが必要であると、現地弁護士から要求されている。 (継続)	・譲渡証提出の緩和又は不要を法令規定に明記していただきたい。または、所有権を証明する書面の要件、記載内容を簡素化し、現地の弁護士が容易に作成し、署名できる内容に改めて頂きたい。		
	日機輸	(14)	PCT出願の優先権証明書の翻訳要件の煩雑	・特許規則21(2)に基づいて優先権証明書の翻訳を求めることは適切ではない。当該規則は、国際段階において優先権証明書が提出されておらず、また、その後国内段階で提出されたとしても、それが英語ではない場合に翻訳を求めるものである。 (継続)	・PCT出願の優先権証明書の翻訳手続の簡素化。 ・PCT出願の優先権証明書を求める運用を停止してほしい。	・特許規則21(2)	
	日機輸	(15)	PCT国際審査に関する審査協力合意の未締結	・日本国特許庁は、以下の国で受理されたPCT国際出願について、出願人の希望があれば日本国特許庁が国際調査報告を作成・提供することができる。 JPOは、我が国企業のグローバルな事業活動の支援のために、アジアでの管轄国を拡大する意向。 現在JPOの管轄国は、日本、韓国、フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシア、アメリカの9か国。 仮に協定があれば、今後インドで現地発明が生まれ、英語で明細書が作成された場合、英語PCTインド特許庁か国際事務局WIPO受理官庁 JPO国際調査というルートで品質を確保するということができるのではないかと思う。 PI名義の場合JPO受理官庁は選択できず、インドかWIPOへの出願になる。 当社のマレーシアやシンガポールの現地発明(冷機のコンプレッサー)では、上記ルートでPCT出願し、協定を活用してJPOが国際調査している。 (継続)	・PCT国際調査に関する日印特許庁の審査協力が望まれる。	・日印の特許審査に関する協力協定	
	製薬協	(16)	医薬品分野で期待できない知財保護	・医薬用途特許が認められない点については引き続き改善を求めたい。特許訴訟における権利行使(差し止め)及び強制実施権については改善が認められるものの引き続き動向を見ていきたい。	・TRIPS協定に従い、技術分野並び輸入か国内生産かで差別することなく特許を認めて頂きたい。	・インド特許法第3条及び第84条	
19	工業規格、基準安全認証	日鉄連	(1)	独自規格の取得義務	・2008年9月12日、鉄鋼製品6品種を強制規格化。輸入・国内流通前にIS(Indian Standard)の取得およびマーク表示が義務付けられる。 ・2009年2月12日、鉄鋼製品8品種(半製品、厚板、亜鉛めっき鋼板、ブリキ、電磁鋼板等。当初予定の11品種から変更)の強制規格化を1年間延期。 ・2010年2月12日、上記8品種のうち亜鉛めっき鋼板(規格番号277)にのみ規格取得を義務付け、残り7品種は制度適用除外となった。 ・2011年7月20日、これまで導入が見送られていた品種のうち、9規格を強制化する旨、WTOに通知。 ・2012年9月10日、鉄鋼省は2012年3月12日に品質管理規程強制規格化	・制度の撤廃。 ・手続き(含.除外制度)の明確化・簡素化。	・IS強制規格

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日鉄連			<p>の対象となっていた9規格(セカンド・オーダー2012)について、製品の仕様(板厚、板幅等)で仕分けをし、そのうち数種のインド規格および仕様の強制規格化施行時期を2013年3月31日まで延期(10月17日に追加改正規定を公示)。残りの規格については、当初の予定通り2012年9月12日より施行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2013年3月28日、鉄鋼省が改正規定を公示。セカンド・オーダー2012対象規格のうち、同年3月31日に施行予定となっていた規格の一部の施行と同年10月1日までの施行延期を発表。 ・2013年8月7日、商務省が通知を公示し、セカンド・オーダー2012対象規格のうち、100億ルピー以上のプロジェクト(インフラなど)に使用されるものは、同日より二年間の適用除外となった。 ・2013年10月1日、鉄鋼省が改正規定を公示。セカンド・オーダー2012対象規格のうち、同日に施行予定となっていた規格の一部施行と2013年4月1日までの施行延期、および規格(IS2831)の導入中止を発表。 ・2014年3月31日、鉄鋼省が改正規定を公示。セカンド・オーダー2012対象規格のうち、同年4月1日に施行予定となっていた規格の一部の施行と7月1日、10月1日までの施行延期を発表。 ・2015年12月15日、鉄鋼省が、15の鋼種に対し、新規にインド強制規格を適用することを官報告示(オーダー・2015)。告示3か月後に実施開始予定(その後、一部グレードは2度実施が延期された)。ステンレスなど、他の鋼種に対する強制規格導入も検討中。 ・2016年6月10日、鉄鋼省がステンレス3規格に対し、新規にインド強制規格を適用することを官報告示(オーダー2016)。告示3か月後に実施開始予定(その後、2度実施が延期され現在は2017年2月7日が施行日)。(変更) ・2016年12月16日、鉄鋼省が冷延鋼板規格改正。 ・2017年4月17日、鉄鋼省がステンレス鋼板規格改正。 ・2017年5月5日、鉄鋼省が熱延鋼板3規格改正。 ・2017年10月13日、鉄鋼省が3の鋼種に対し、新規にインド強制規格を適用する旨公示(修正オーダー2017)。 ・2017年11月1日、鉄鋼省が19の鋼種に対し、新規にインド強制規格を適用する旨パブリックコメント告示(オーダー2017)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格取得にかかるガイドラインの早期開示、施行までの期間延長。 	IS強制規格
	日機輪	(2)	工業規格、基準の不実行	<ul style="list-style-type: none"> ・工業規格、基準は、概して実行されていない。(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な実行が必要である。 	
	日機輪	(3)	新規規格発布から施行までの猶予期間不足	<ul style="list-style-type: none"> ・他国では安全規格の発布から施行までは最低1年猶予があるが、Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012は2012年10月3日発布、2013年4月3日施行で半年しか猶予がない。対象は輸入、保管、販売まで及んでおり、半年の猶予は短すぎる。(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・他国と同様に、発布から施行までは最低1年設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日機輸	(4)	海外機関発行CBレポートの不認可	<ul style="list-style-type: none"> CBスキーム対象国にも係わらず、海外機関が発行したCBレポートを認めない、かつ、認定機関CBレポートも3ヶ月以内のものしか受け付けない。(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 海外機関発行のCBレポートを認めること。 CBレポートの期限制限は解除すること。 	<ul style="list-style-type: none"> Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 登録当局(BIS)の試験機関監査による、認定試験機関の突然の業務停止が頻繁に発生しており、該当の試験機関で試験中だった製品への影響が非常に大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業のビジネス活動を考慮した法令改定をして頂きたい。 	
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 申請方法の変更、規格の更新、対象範囲の拡大等の頻繁な制度変更が申請者の負担を増加させている。 BIS製品安全規制取得にCBレポートが認められていない。インドでは既に試験で安全が確保された製品にも再度同じ試験をインド国内で実施することが義務付けられている。国ごとに何度も同じ試験を実施する無駄を省くために、CB認証と呼ばれる厳しい試験をパスした証明があればどの国にでも輸入するスキームが国際的に構築されている。インドで再試験をしても合格率は100%であり、膨大な試験コストは結果的にインドの消費者が負担することになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請方法等の変更は十分な猶予期間を定めて施行して頂きたい。 CBレポートの使用を即刻認めて頂きたい。 WTO規約違反でもある。 	
	日機輸	(5)	安全規格申請の申請者が工場限定の不合理	<ul style="list-style-type: none"> 安全規格申請が2013年4月3日にスタートする。本来申請者は製造業者もしくは輸入業者なのに、申請者が他国と異なり、工場となっている。製造委託を行っている場合、委託先の工場では申請業務を受けてくれないので、申請を行うことができない。(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 他国と同様に、製造業者もしくは輸入業者に変更すること。 	<ul style="list-style-type: none"> Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 登録申請単位が工場単位であり、OEM/ODMで製造される商品に適さない。 	<ul style="list-style-type: none"> OEM/ODMを含めた製造事業者単位での登録申請を認めて頂きたい。 	
	日機輸	(6)	工場ごとの機器登録	<ul style="list-style-type: none"> 同じ製品であっても生産工場ごとに登録が要求されており、試験や市場監査の費用がメーカーの負担になっている(最終的には価格に反映されることになる)。工場自身がオンラインで登録申請をする必要があるが、工場が不慣れのため申請に時間を要したり、失敗して登録ができなくなってしまうことがある。 改善あり(旧BIS Act におけるインド独自の「製造者」の定義に基づき、工場単位の申請・登録が要求されているが、新たなBIS Act 2016が2017/10/12に施行され、「製造者」の定義が「工場」から他国同様の「製品の設計、製造責任者」に改訂された。) 改善なし(現実はいまだに生産工場しか登録を認められていない。また、定格ラベルに工場ではない製造者名の記載があると、削除を要求されるため、インド向けに専用製品をたてる必要があり、非常にコストが上がっている。対応費用に見合わない為、インドへの販売を中止する例もある。) 	<ul style="list-style-type: none"> 新ACTの「製造者」の定義に基づき、ブランドあるいは製造者単位での登録を容認、申請者条件を緩和、および他国同様の製造者表示が認められることを要望する。 [2018 新規要望] 	<ul style="list-style-type: none"> BIS Act 2016 Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 Amendment Order, 2013

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」、「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日機輸			不必要な試験費用が発生している。 (追加、要望変更)		616:2017/IEC 60065:2014 superseding IS 616:2010/IEC 60065:2005 -Audio, Video and similar electronic apparatus- Safety requirements
	日機輸	(8)	製品発表前の登録済み製品のWeb公開	登録と同時に製品のモデル名が当局のWebサイトに公開される。製品発表前の新製品名が公開されてしまうことは販売戦略上、致命的である。 改善なし (継続)	企業からの申請に基づき一定期間は機密扱いとして非公開にしている国もあるので、同様に対応して欲しい。	Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 Amendment Order, 2013
	日機輸	(9)	異なる認証当局による二重規制・不統一	規制が BIS、および、MeitY という二つの当局によって運用されており、通達等が五月雨式にそれぞれのホームページに突然掲載されるため、産業界の対応に漏れが生じる。 改善済み(通達等はかなり整理されて、其々の規制当局サイトに掲載されるようになった。また、当局間の見解の相違も減ってきている。) (内容・要望ともに変更)	五月雨式に通達や見解を出すのを止め、上位の規制を改正してほしい。	Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012
	日機輸			BISおよびMeitY で方針や見解が異なり、混乱が生じている。通達などはかなり整理されてそれぞれの規制当局のサイトに掲載されるようになった。また、当局間の見解の相違も減ってきているおり、その点は改善されたが、対応のための猶予期間は相変わらず短く、延期の要請をしては数か月延期を繰り返している。 改善なし(対応の為の猶予期間は相変わらず短く、延期の要請をしては数か月の延期を繰り返している。) (内容・要望ともに変更)	対応のために十分な猶予期間を設けてほしい。	Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012
日機輸	(10)	試験体制・登録体制の未整備	登録当局(BIS)によるテストレポートの精査と修正要求、登録作業の突然の中断などにより、登録が完了するまで数週間を要する。 (継続)	BISによる登録作業の迅速化。	Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 Amendment Order, 2013	

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日機輸	(11)	省エネラベル制度と運用上の問題	<ul style="list-style-type: none"> 省エネラベル制度と運用上、以下の問題がある。 - デザインに問題がある(ラベル中の年度表示が小さすぎる)。 - 旧ラベルの回収がメーカー責任となっている。 - 実施状況が自主申告となっており信用性がない。 - インバーターエアコンの規格がない。 - ウインドウエアコンの規制がスプリットエアコンの規制よりも1ランク緩く、消費者の混乱を招いている。 (追加)	<ul style="list-style-type: none"> 省エネラベル制度の改善。 公平な試験機関、試験方法、グローバルな構成方法など細部の運用を定義する必要がある。BEE、NABLなど機関間の綿密な制度調整を期待する。 今後は改定時期を実行可能な猶予期間持って情報公開する必要がある。突然の開始・延期がないよう望む。 インバーターエアコンと同様統一化に向けた調整を要望。 	
	日機輸	(12)	不合理な表示要求	<ul style="list-style-type: none"> BISよりLABELLING REQUIREMENTの通達が2013年12月初旬に突然発行され、製品の大きさに関わらず、自己適合宣言文および登録番号を「機器上および包装上それぞれのブランド名の上または下に表示すること」が要求されており、対応に苦勞している。そもそも、おおもとのThe BIS Rules, 1987では、規格番号を含む自己適合宣言文を「機器上または包装上に容易に見えるように表示すること」となっている。 また、DeitY発行のFAQでは、自己適合宣言文のほかに登録番号が追加されているものの「機器上に表示できない場合は包装上でも可。特に位置の指定はないが、明瞭に見えること」となっている。それに関わらず、BISより別の要求事項が突然出され、産業界に混乱が起きている。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 適合宣言文および登録番号の代わりに適合マークの運用。 詳細な表示位置の規定の廃止。 	<ul style="list-style-type: none"> LABELLING REQUIREMENT The Bureau of Indian Standards Rules, 1987 FAQ on “Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012”
	日機輸	(13)	不合理な対象品目追加	<ul style="list-style-type: none"> 2014年11月7日にACアダプタ、バッテリーチャージャが対象品目に追加になることが発表になった。 すでに規制の対象である製品(プリンタなど)のACアダプタやバッテリーチャージャなども別途、試験や表示が必要となり、企業にとっては費用面での負担が非常に大きい。 そもそも、プリンタなどはACアダプタなどと一体で試験され、登録されているにも関わらず、別途、電源部の登録が必要なのは不合理である。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 登録の対象である機器用のACアダプタ、バッテリーチャージャの登録要求の廃止。 あるいは、ACアダプタ、バッテリーチャージャのみを登録の対象とし、DC機器側の登録要求の廃止。 	<ul style="list-style-type: none"> Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 2014/11/7付 NOTIFICATION
	日機輸	(14)	突然の表示要求事項改正	<ul style="list-style-type: none"> 2014年7月1日以降、機器上の表示はシルク印刷、エンボス、刻印、または製品上に設けられたラベル用のスロットに恒久的に取り付けられたメタリックラベルでなければならないという要求が2014年3月に突然発表され、産業界が混乱に陥った。 各方面からのロビー活動の結果、2014年7月31日の通達によりポリエステルラベルなどが認められることになったが、依然、機器上のスロット要求が残っている。企業にとってはインド向けだけのために機器にスロットを設けることは費用面での負担が非常に大きい。 国際的には「容易に剥がれない方法で表示されていればよい」というのが通例である。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 通達を出すにあたって、業界との十分な事前検討、詳細な表示方法の規定の廃止(特に、スロット要求の廃止)。 	<ul style="list-style-type: none"> Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 LABELLING REQUIREMENT (BIS/DGO/(368)/2014) (BIS/DGO/(405)/2014)

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日機輸	(15)	製品安全規制の適用の不徹底	・現在、多くの電気製品はBIS認可(製品安全)の取得が義務付けられている。しかしながら、中古品に関しては未認可品でも通関できてしまう。中古品も認可が必要だとのMeitYからの通達も出ているのにまったく徹底されない。 ・新製品のみ厳しい規制を適用しても、安全が未確認の中古品が大量に入ってきては消費者の安全が確保できない。	・中古品であろうと未認可品の通関は違法であり即刻停止すべき。法治国家として違法品を取締り、消費者の安全を守って頂きたい。	・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012
	日機輸	(16)	製品規格の突然の変更、国際標準との不整合	・製品規格が独自、尚且つ、突然施行(要求)される。例えば電源コードについて、インド独自のIS規格が要求され、国際規格のIECでは通用しない。過去は、IEC認可品であれば問題なかったにも拘らず、現在はIS認可品でなければ認められないとされている。一方、IS認可取得品では、韓国、サウジアラビア等に必要なIEC認可を取れない。このため、インド向のみ電源コードを変更することとなりコスト増につながっている。	・国際標準に準拠し、相互認証して欲しい。	
	日機輸	(17)	規格格上げ手続き	・IS 616:2017/IEC 60065:2014が発効になり、2018年6月28日以降は新規規格のテストレポートしか認められない。しかし、2018/01現在、新規規格の試験が可能な認定試験所が無いため、対応することができず、Phase III製品の対象化も伴い、今後、試験所への試験や当局への格上げ申請が殺到し、期日までに試験・登録が間に合わないことが予想される。	・新規規格の強制化時期を延期し、切り替えのための猶予期間を1年間(2018年12月28日まで)へ延期して欲しい。	・CMD-III: 16/IS 616 Guidelines for implementation of revised IS 616:2017/IEC 60065:2014 superseding IS 616:2010/IEC 60065:2005 -Audio, Video and similar electronic apparatus-Safety requirements
	日機輸	(18)	工業規格・基準安全認証	・BIS インド電気安全(機器登録規制)の概要 - 技術試験:インド国内の試験所での試験を要求。通常多くの国ではCBスキームといい認定試験所(日本国内ではULやTUV)の試験レポート(CBレポート)が認められているが、インドはインド国内の試験所での試験を義務付けている。 - 市場検査:2年に1回、工場、または市場抜き取り検査が行われる。 - 有効期限:2年(2年ごとに更新が必要) 有効期間が2年では短く、更新等の費用が増大する。	・インド外での認定試験所発行のレポートを認定する事。	
	JEITA	(19)	通信モジュール輸入における制約	・通信モジュールをインドに輸入しようとした際、デリーブランチの通関担当者からのみEquipment Type Approval (ETA)取得の要求を受ける。 ETA取得が必要とされるものはRadio Frequencyに関連するものと幅広く定められている。 当社見解としては、当社製品はStandaloneでは動かず、それ単体ではFunctionalな製品ではない。 ETA取得には、インド政府指定の第三者機関によるテストレポートが必要とされる。	・ETA取得が必要となる条件の明確化(州毎、もしくは国内全域で統一した明確な条件の制定および運用)。 ・インド政府指定の第三者機関による検査レポートという条件の緩和(指定外も可能といった)。 ・ETAに関連するDescription、HS codeの定義の明確化、ETAプロセスの見直し。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19				当該テストレポートの手配に、コスト、時間、手間を要し、インド域内で販売可能な製品が限定されてしまう可能性がある。 ETAは通関目的のためだけに利用されるにも関わらず、1回あたり、ETA申請に必要な他国や他認証向け認証Report手配に5-10万円、それとは別にETA取得申請自体に10万円弱の費用が発生し、更に量産前のModuleなどをインドに輸入する際には、このETAを2-3回取得しなくてはならないという無駄金が発生している。		
21	土地所有制限	日機輸 日機輸	(1) 土地所有権管理制度の未確立	・土地の所有権移転履歴が管理されていない(同一物件に対する複数の売買契約が存在)。 (継続) ・建物登記が厳密には存在しない(売買契約にのみ基づき所有権が移転し、物件が特定されない)。 (継続)	・土地建物に対する所有権登記管理制度の構築。 ・取得のみならず、取得後の分筆手続きなどの情報のシンプル化、公開を求める。	
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸 日機輸	(1) 環境規制、廃棄物処理の実行不十分	・インドでは、環境規制や廃棄物処理の実施が不十分である。 (継続)		
		日機輸	(2) 環境クリアランス取得手続の不透明・遅延	・工場建設に際し、法制度としては別の手続きであり本来リンクしないにも関わらず、インド行政実務上、環境クリアランスを取得することが、建築許可等その他の許認可の前提とされているため、環境クリアランスを取得するまで、すべての許認可手続きが進まないという問題がある。 また、2011年7月に主務官庁の環境森林大臣の交代後、弊社案件を含め、約100件あまりのプロジェクト認可が5ヶ月以上遅滞する事態が発生し、スケジュール全体の練直しなど、大きな影響を受けた。 「環境森林省2006年通達S.O.1533」8条(iii)項によれば、専門家審議会の推薦を受けた後、45日以内に当局からの許可・不許可の連絡が無い場合、申請者は許可を受けたものとして行動可能という規定があるものの、実務上強大な権限を有する環境森林省との将来的な関係維持のため、建築許可等を主管する官庁が実質上手続きを進めず、この「みなし環境クリアランス」規定も実効性がない。 (継続)	・工場設立に要する各許認可は、それぞれ別個に手続きを進めて頂き、着工までの期間短縮を願います。 ・経済活動に大きな影響をあたえるため、環境クリアランス認可のルーティン手続きが、大臣交代等があっても安定的に実施されることを願います。 ・通達に規定のある「みなし環境クリアランス」を実効性あるものとし、万が一クリアランス認可手続きが遅延しても、当該規定に基づき案件を進められることを願います。	・「環境森林省2006年通達S.O.1533」8条(iii)項
	電線工 日機輸	(3) 大気汚染の深刻化	・中国よりもさらにひどいPM2.5の蔓延。 (継続、要望変更) ・大気汚染が深刻であり、赴任者の健康被害が懸念される。	・大気汚染軽減への対策を加速させてほしい。 ・大気汚染軽減への対策を加速させてほしい。		
	日機輸	(4) 非現実的な包装規制	・厚さ50ミクロン未満の包装の禁止、多層構造の包装の禁止など、非現実的な要求が含まれている。 さらに、国内の包装製造者のみならず、包装の使用人も製造者と同様の義務が課せられている。 (継続)	・要求内容は適切な環境影響評価の結果に基づき、現実的な内容に留めていただきたい。 ・製造者と使用者を区別し、それぞれの立場で実行可能な現実的な要求にしていきたい。	・The Plastic Waste Management Rules, 2015	

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
22	電線工 日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックフィルムの厚さ。光ファイバボビン梱包に使用するラップ選択の自由度を下げている。 ・Plastic-Waste Management規制の内容が非現実的である。プラスチックゴミを減らすことが目的だが、材質を厚くする、材料メーカーを登録する、登録番号を印字する等、高負荷、高額な費用がかかり、効果が見込めない内容になっている。また国際的な規制との相関が無く、実施が困難であり、施行されているにも関わらず電気メーカーではほとんど遵守されていないまま放置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施困難であり、先例のある欧米の規格に合わせて頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・The Minister of State for Environment, Forest and Climate Change ・Plastic Waste Management Rules, 2016 	
	日機輸	(5)	非現実的な電子廃棄物管理規制	<ul style="list-style-type: none"> ・E-Waste Managementでは製品回収に多額の投資を強制されている。電機製品のごみを減らすための政策だが、インフラが整わず、人々の環境意識の低い中、大量の製品の回収は非現実的。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロッパの様に政府機関が回収し、メーカーが実費を回収する、日本の様にリサイクル費用を製品購入時に消費者が負担する等、実施可能な施策へ変更すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・The Minister of State for Environment, Forest and Climate Change ・E-Waste (Management) Rules, 2015 	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	複雑で煩雑な行政手続	<ul style="list-style-type: none"> ・諸規制・手続きにおいて、以下の問題がある。 - 窓口が不明。 - 決定プロセスが複雑、多すぎる。 - 権限が規模により州政府であったり国であったりする。また、州での認可事項が国に預けられるなど権限が移る。 - 承認に時間を要する。 - 認可会議が月に1度、または会議が幹部の不在で飛んでしまうなど、日程のずれが頻繁に起こる。 - これらの手続きを行うためにコンサルタントを使う必要がある。 <p>[対象となる規制・申請事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> - 環境申請 - 環境NOC (concent to operate) - 建築申請 - BA (建物((建蔽率、トイレ、雄廃棄設備など))及び技術的安全性を国の基準に基づき確認するもの) - 消防、危険物使用申請と現場検査 - 工場操業許可申請 - 労働協約など労働問題を要望するための会社制度を定め登録するもの <p>(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可プロセスをより明確化、単純化してほしい。 ・許認可にかかる時間をもっと短縮してほしい。 	
	日機輸			(2)	非効率的な行政手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・SVBスキーム(関連事業者間取引の申請)を定期更新する際、デポジットを支払うことで申請期間中も同制度を継続利用出来る仕組みになっているが、税関からのデポジット返還(最終的な入金まで)には時間を要し、CHA(乙仲)経由で度重なるフォローが必要であり、非効率的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税関作業の効率化。

経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	經由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23	日機輸	(3)	工場設立・操業許可の煩雑・遅延	・操業許可に関する法令が細部に渡り、全てに実質的な交渉が必要(シャワー室、食堂座席数など非現実的な規程に関し当局との交渉に時間を要する)。 (継続)	・事業許認可制度・プロセスの改善。	・BA(建築確認申請) ・CTO(運用許可取得)
	日機輸	(4)	特異な印紙制度	・インドの印紙はインドでしか購入できないスタンプペーパーに直接プリントする必要がある。国際契約の場合にインド側でしかプリントできず、速やかな署名取得に実務上のロスが生じている。 (継続)	・印紙は日本のように別途張り付けするなどの形式にしてほしい。	
	日機輸	(5)	複雑な入札制度	・入札制度が複雑で、遅延が度重なり発生する。 (継続)	・入札の度重なる遅延を改善してほしい。	
	自動部品 フル工	(6)	インドID(Aadhaar)の取得手の煩雑・不統一・不透明	・インドID(Aadhaar)の取得が外国人に対しても義務付けになった。大都市圏では公開されている提出書類にてより半日程度で受理されているようだが、地方都市では要求される書類も異なること、役所により外国人は取得不要など見解がまちまちであった。結果として、追加書類の準備、たらいまわしなどで受理まで約1週間を要した。 ・11月28日付在インド大使館情報により、年内を目安にインド国内居住者はアーダール番号(生体認証付き個人識別番号)を取得し、銀行口座へ提出するよう通達があった。現在、2018年度3月末が期限とされているが、急な要請であり、法人口座の扱いについても不透明なままである。具体的には、口座の署名権限を持つのは日本親会社の役員でありアーダール番号も取得していないが、現地駐在員が取得していれば問題ないのか、未だ明確になっていない(現地銀行は問題ないという見解を持っているとのこと)。	・大都市圏、地方都市の情報・手続きの統一を図ってほしい。	
	建産協		自動部品	・インド国民のマイナンバー制度であるが、銀行口座の所持、継続する為に必要であり、外国居住者を対象。取得申請手続きが不明瞭で、個人情報の流出が懸念。	・急な要請に対して手続きに不明点が多く、3月以降の運用についての情報提供を急がりたい。 ・取得申請手続きの明確化、個人情報の保護。	
	日機輸	(7)	関税支払オンラインシステム(Ice Gate)の非効率・遅延利息の請求	・輸入貨物の関税を支払う際に使用しているオンラインシステム(税務当局が運営するIce Gateというウェブサイト)のパフォーマンスが低く、1. 接続及び処理が不安定で速度が遅いため作業が非効率的、2. 運営側責のサーバーダウン等により処理が遅れる割には、輸入関税支払の遅延利息を政府から輸入者(利用者)に請求される、といった問題点がある。	・Ice Gateシステムの効率化。	・Custom Act 1962 ・The Bill of Entry Amendment Regulations 2017 ・Circular No. 11/2001-Customs dated February 23, 2001
	日機輸	(8)	インド歳入情報局(DRI)の非合理的な対応	・インド歳入情報局(DRI)は、当社に対して、上記関税不足額の算出根拠を示すことなく、また一切の書面による通知なく、一方的に不足額25百万INRを即日支払うよう要求した。その後、当社倉庫の在庫(2017年6月30日までの輸入品)に対して、出荷を停止させ、当社に対して著しい損害を与えた。(出停止解除交渉、手続きに約1ヶ月を要した。)	・当局側での不足額の合理的な算出、書面による通知。 ・事業活動への危害の回避。	

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24 法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	非上場化ルールの未整備	<p>・インドにおいて、進出時の事情で上場せざるを得なかった子会社が存在するが、これを非上場化する場合、インドでは一般株主が売却価格を決定するという他国に例を見ないルールとなっており、買取価格が高騰するリスクが高く、非上場化が困難である。結果的に、上場維持のコストもかかる上、機動的な事業再編及び効率的なグループ経営を阻害している。この売却価格決定ルールは、2015年の非上場ガイドライン改正でも基本的な制度に変更がなかった。</p> <p>また、インドでは、合理的な対価をもって一般株主を強制的に退出させ完全子会社化するための制度が整備されておらず(少なくとも利用しやすい制度がない)、非上場化後も一般株主の多くが残存してしまうため、非上場化してもガバナンス上非効率的な面が残らざるを得ない。</p> <p>(継続)</p>	<p>・非上場化ルールの柔軟化(主要国のTOBルールに類似したものへの改正)及び、完全子会社化の法整備を進めてほしい。</p>	
	日鉄連	(2)	法律・税制の運用の不透明さ	<p>・法律・税制が地域毎に異なり複雑である。</p> <p>また担当者により運用判断のバラツキがある。</p> <p>(継続)</p>	<p>・法律・税制整備、運用透明化。</p>	<p>・EPCG:Foreign Trade Policy Handbook of Procedure 2009.8.27 ~ 2014.3.31</p> <p>・Foreign Trade Policy Handbook of Procedure 2015.4.1 ~ 2020.3.31</p> <p>・Policy Circular No. 3/ 2015-20(2015.9.2)</p>
	日鉄連	(3)	法制度・規則の突然の変更	<p>・商工省が定めるForeign Trade Policyには、生産設備等の資本財輸入に際して、輸入者に一定規模の製品輸出義務を負わせる前提で輸入関税を免除するExport Promotion Capital Goods(EPCG)の規定があり、この手続き細則としてHandbook of Procedureあり。</p> <p>Handbookの輸出義務履行方法は2013年4月および2015年9月に改定された(ルールの厳格化、但し、この時点では遡及適用なし)。その後、2015年9月に、ルール厳格化の改定を過去に遡って適用すると商工省 Director General of Foreign Trade名で通達あり。</p> <p>この結果、2013年3月以前に取得したEPCGライセンスであっても、適用ルールの厳格化により、輸入関税の免除が受けられない事態が発生。</p>	<p>・制度変更の遡及適用の撤回。</p>	<p>・EPCG:Foreign Trade Policy Handbook of Procedure 2009.8.27 ~ 2014.3.31</p> <p>・Foreign Trade Policy Handbook of Procedure 2015.4.1 ~ 2020.3.31</p> <p>・Policy Circular No. 3/ 2015-20(2015.9.2)</p>
	日機輸	(4)	会社法の頻繁な改正・実施規則の不透明	<p>・長年国会審議で成立しなかった新会社法が、2013年9月、急遽国会で可決された。主務官庁、実務ともに、まだ議論不足の感が否めず、今後の政令による明確化を期待するが、具体的なスケジュールが提示されず、法制度改定を見据えたビジネスプランの策定に支障を来している。</p> <p>通達が突然出され猶予期間なく施行される(3月28日通達、4月1日施行など)、すでに出された通達を頻繁に改訂しフォローアップが困難となり実務に混乱が発生している。</p> <p>(継続)</p>	<p>・いつまでに、どのような政令を整備し、施行するのか、できるかぎり明確にしていきたい。</p> <p>・通達の発効日までの合理的な猶予期間の設定。</p> <p>・頻繁に改訂する必要がないよう、十分議論し練られた通達の発信。</p>	<p>・Companies Act 2013</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24	自動部品	(5)	テレビ会議による取締役会の実施要件の厳格	・在インド子会社の取締役会は2013年の会社法改正により緩和され、全ての取締役会に対するインド現地への出張が必要なくなり、テレビ会議による実施が許容されるようになったが、テレビ会議の実施要件が厳しい(録画が必須 遠隔地同士での動画のやり取りは情報量が大きく、情報インフラが整っていないと画像が途切れる等、会社法上の要件を満たさない状態になる虞がある)。 (継続)	・録”音”要件(音声のやり取りのみで可)であれば、やりとりされる情報量が格段に少なくなり、情報インフラが整っていない状態であっても、取締役会の安定性が向上する。	・THE COMPANIES ACT, 2013 173条(2)
	日化協	(6)	国内生産優先	・インドで農薬原体の“生産”登録を取得すると、その原体のインドへの輸入許可は失効するガイドラインが発令された。従って、原体登録ホルダーであっても、インド国内での生産(委託生産含む)を実施しない限りは原体をインドに持ち込めないリスクがある。	・外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保する。	
	日機輸	(7)	ワッセナーアレンジメント加盟に伴う法改正	・ワッセナーアレンジメント加盟に伴う法改正で、現時点でインド国内法令へどのように、いつ反映されて法令改正されるかが不明。	・情報提供。	・インド国内の安全保障貿易管理関連の法令
	日機輸	(8)	輸入年月日記載の不明確	・法文では製造、梱包または輸入のいずれかの年月日記載を要求されており、インドへの輸出品について製造年月日を記載したところ、「輸入年月日」の記載が必須として市場で差押えられた。特に公式ガイドライン等執行に関する方針が事前に明確になっていないなか、担当官の裁量で法文と異なる解釈によって執行されると透明性、安定性に欠ける。	・執行ガイドラインの整備など当局が事前に透明性、安定性を高め、担当官の恣意的な執行を防止してもらいたい。	The Legal Metrology (Packaged Commodities) Rules, 2011
26 その他	日機輸	(1)	電力供給不足	・慢性的電力不足。工場運営にふさわしい質の電力供給ができる地域がほとんど存在しない。 (継続)	・電力インフラの整備。	
	日機輸			・電圧もぶれが激しく、それが原因で故障する電気製品も多い。 (継続)	・電力インフラの整備。	
	日機輸			・政策による電気料金・補助決定 儲からない電力会社 電力会社に供給量を増やすインセンティブが働かない(外資電力会社も資本を引く)といった、構造的な課題があると聞く。そこにメスが入らない限り、根本的解決はありえない。 (継続、要望追加)	・電力インフラの整備。	
	電線工			・電力が不安定で度々停電する。	・電力インフラの整備。	
	日機輸			・電力インフラが整っていない。	・早期に需要に見合った発電能力増強を実施してほしい。	
	日機輸			(2)	物流インフラの未整備	
日機輸			・1時間のスコールで道路に水が溢れ川になる。衛生上も課題がある。 (継続)			
日機輸			・道路(アスファルト)の質が悪い。舗装しても雨季の洪水で舗装が流されもとのガタガタ道に戻る。 (継続)			

経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26	日機輸			・全体的に輸入量が増加しているにもかかわらず、港湾、貨物鉄道駅のインフラ拡張整備が一向に進まず物量に追いついていない。定期的に港湾混雑が発生し、販売に大きく影響している。 (継続)	・港湾、貨物鉄道駅の整備。	
	日機輸 電線工	(3)	通信インフラの未整備	・インターネット通信環境をはじめ、ネットワークが脆弱。 (継続) ・データ通信が極端に遅くなったり、落ちたりする。通話品質もばらつきがある。		
	日機輸	(4)	裾野産業の未発達	・完成品をインドで製造するに当たり、電子部品などの裾野産業の広がりも十分でなく、現地調達率を上げることが困難。 (継続)	・裾野産業を育成・支援するプログラムをより充実させてほしい。	
	日機輸			・サプライヤーがわずかに存在しても、高いレベルの省エネ製品に使えるほど精度の高い部材は生産できない。 (継続)	・裾野産業を育成・支援するプログラムをより充実させてほしい。	
	日機輸			・電子部品、アルミ・銅製品の精密加工、直流モーターなどは輸入に頼らざるを得ない。	・裾野産業を育成・支援するプログラムをより充実させてほしい。	
JTA	(5)	汚職	・汚職体質。			